

## 「領有法則の転回」と現実の矛盾

森 田 成 也

### はじめに——本稿の課題

周知のように、「領有法則の転回」、正確には「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回（Umschlag der Eigentumsgesetze der Warenproduktion in Gesetze der kapitalistischen Aneignung）」は、『資本論』第1巻の要的位置に存在し、これまでもその意味をめぐって多くの論争が行なわれてきた<sup>1)</sup>。この「領有法則の転回」論の理解が『資本論』の理解そのものにかかわるほど重要なものであることを考えれば、このような活発な論争が行なわれてきたのも当然といえよう。本稿の課題は主として次の三つである。まず第一に、自説の立場をマルクスの叙述に即して明らかにする（「1」）。それは、大雑把に言うと、「領有法則の転回」は資本自身の行なう現実的な転回であり、資本自身の形式である商品生産の所有法則と、その内容である資本主義的領有法則との「現実の矛盾」が、「転回」を通じて現象するというものである。第二に、この立場から、これまでの「領有法則の転回」論をめぐる三つの主要な説（宇野説、平田説、佐藤説）を批判的に検討する（「2」～「4」）。第三に、転回論における矛盾の現象がきわめて限定されたものであることを明らかにする（「5」）。ここでの主要な検討対象は有井行夫氏の説である。

- 1) 論争の便利な概観としては、山田鋭夫「領有法則の転回」（『資本論を学ぶ』II、有斐閣、1977年）、中川弘「領有法則の転回——論争の一断面についての検

討・試論』（『講座資本論の研究』第1巻、青木書店、1980年）、大野節夫「〈商品生産の所有法則の資本家的領有の法則への転変〉をめぐる論争」（『資本論体系』第3巻、有斐閣、1985年）。

## 1 「領有法則の転回」の内実

まずもって、現行版『資本論』第1巻第22章第1節における転回論の最重要部分を引用しておこう。便宜上、これを引用Iとし、各文のまとまりごとに番号をふっておく。

「①追加資本第一号になる剰余価値が、原資本の一部による労働力の買い入れの結果だったかぎりでは、すなわち、商品交換の諸法則に一致した買い入れ、また法律的に見れば、労働者の側には彼自身の諸能力の自由な処分権、貨幣または商品の所持者の側には彼の持つ価値の自由な処分権の他には何も前提しない買入の結果だったかぎりでは、また、追加資本第二号以下がただ単に追加資本第一号の結果であり、したがってあの最初の関係の帰結であるかぎりでは、さらにまた、個々の取引が引き続き商品交換の法則に一致し、資本家は常に労働力を買い、労働者は常にそれを売り、しかも、われわれが仮定したいと思うように、労働力の現実の価値どおりに売買するかぎりでは、明らかに、商品生産と商品流通とにもとづく領有法則または私的所有の法則は、それ自身の内的な不可避的な弁証法によって、その正反対物に転回する（umschlagen）のである。②本源的な操作として現われた等価物同士の交換は、一変して、ただ外観的に交換が行なわれるだけになる。なぜならば、第一に、労働力と交換される資本部分そのものが、等価なしで領有された他人の労働生産物の一部分に他ならなくなるからであり、第二には、この資本部分は、その生産者である労働者によって、ただ補填されるだけでなく、新しい剰余を伴って補填されなければならないからである。こうして、資本家と労働者との間の交換という関係はただ流通過程に属する外観（Schein）でしかなくなり、内容そのものとは疎遠で（fremd）ただ内容を神秘化するだけの単なる形式になる。労働力の不断の売買は形式である。内

容は、資本家が、絶えず等価なしで領有するすでに対象化されている他人労働の一部分を、絶えず繰り返しそれよりも多量の生きている他人労働と取り替えるということである。③最初は、所有権は自分の労働にもとづくものとしてわれわれの前に現われた。少なくとも、このような仮定が認められなければならなかった。なぜならば、ただ同権の商品所有者が相対するだけであり、他人の商品を領有するための手段はただ自分の商品を手放すことだけであり、そして自分の商品はただ労働によって作りだされうるだけだからである。所有は、今では、資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を領有する権利として現われ、労働者の側では彼自身の生産物を領有することの不可能として現われる。所有と労働との分離は、外観上の同一性から出発した一法則の必然的な帰結になるのである」<sup>1)</sup>。

この引用を読めばただちにいくつかの疑問が生まれてくる。まず①に関して言えば、「商品生産と商品流通にもとづく領有法則または私的所有の法則は、それ自身の内的な不可避的な弁証法によって、その正反対物に転回する」という表現の非常に強さである。なにゆえ、あえて「内的な不可避的な弁証法」というヘーゲルの表現を用いたのか。次に②の部分に関しては、これまで首尾一貫して商品交換の法則をいささかも侵害することなく剰余価値の生産を解いてきたマルクスが、この蓄積論に来るやいなや、その法則が内容とは「疎遠な」形式にすぎないと否定的に扱っているのはなにゆえなのか、という疑問が生じる。最後に③に関して言うと、所有権が自己労働にもとづくものとして現われ、それが所有と労働との分離に帰結すると言うが、「自己労働にもとづく所有」をここでわざわざ言う意義は何なのか。以上三つの疑問がただちに浮かぶ。これらの疑問はこの部分の解釈をさまざまに行ってきた各論者の頭を悩ましてきたものである。

こうした疑問を解くうえで重要なヒントを与えているマルクスの文言が存在する。これは「領有法則の転回」をめぐる論争ではほとんど無視されてきたものだが、転回論の内実を理解するうえで実は決定的なものである。そこでそれを以下に引用しよう(引用IIと略記)。

「スミスの偉大な功績は、彼がまさしく第一編の諸章において、単純な商品交換とその価値法則から、対象化された労働と生きている労働との間の交換に、資本と賃労働との間の交換に……、要するに剰余価値の源泉に移るさいに、ここに一つの裂け目の現われることを感知していること、すなわち——どのように媒介されるにせよ、といっても、この媒介を彼は理解していないのであるが——その法則が結果においては事実上破棄されて、(労働者の立場からは) より多い労働がより少ない労働と、(資本家の立場からは) より少ない労働がより多い労働と交換されることを感知していること、そして、資本の蓄積および土地所有とともに——したがって労働条件が労働そのものに対して独立化するとともに——一つの新しい転換、外観的には(そして実際には結果として) 価値法則のその反対物への転回 (Umschlag des Gesetzes des Werts in sein Gegenteil) が生じることを、彼が強調し、そしてこのことのために彼が文字通り当惑していること、である。彼がこの矛盾を感知し、かつ強調していることは彼の理論的な強みであるが、彼が、この矛盾のために、単なる商品交換においてすら一般的法則について当惑しているということ、また、彼が、この矛盾の生じるのは労働能力そのものが商品になることによって……であることを洞察していないこと、このことは彼の理論的な弱みである。リカードがA・スミスよりすぐれているのは、これらの外観上の、結果的には現実の矛盾 (scheinbaren und resultatlich wirklichen Widersprüche) によって惑わされていないことである」<sup>2)</sup>。

この文言からただちにわかるのは、マルクスが「価値法則のその反対物への転回」を論じる中で、これを「結果的には現実の矛盾」であると見ていたことである。すなわち、領有法則の言葉で言いかえれば、商品生産の所有法則ないし領有法則と資本主義的領有法則とが「現実の矛盾」だということである。これがまず転回論解釈において押さえられるべき第一のポイントである。

スミスらの古典派は、この矛盾に当惑して、商品生産の諸法則が妥当する時期を「ブルジョア社会それ自体がまだ存在していなかった時代へと移しか

え<sup>3)</sup>ることによってこの矛盾を解決しようとした。それに対してマルクスは、商品生産の諸法則がまさに資本主義社会において初めて普遍化し確立されるという立場をとる。したがって、この「現実の矛盾」は、資本の「形成史」(本源的蓄積)ではなく「現在史」<sup>4)</sup>(「できあがったブルジョア社会」<sup>5)</sup>)における資本自身の自己矛盾、自己転回である。これが「転回論」における第二のポイントである。

以上の点にもとづいて、先に上げた疑問を簡単に解決しておこう。まず、第一の疑問に関しては、「領有法則の転回」を資本自身の現実の矛盾の現われと見ることで、マルクスがあのような強い表現をした理由も理解可能になる。資本自身の法則である商品交換の法則が、その法則自身の必然的なりゆきによって正反対物に現実には転化するという、対象自身の内的で現実的な矛盾をはっきりと表現するためのものだ、ということである。第二の疑問に関しては、商品交換の法則は資本にとって自己自身を成立させ自己自身を媒介している根本法則であるにもかかわらず(すなわち「内容」と不可分であるにもかかわらず)、資本主義的な領有法則はそれを「内容」と「疎遠」なものであると否定するのであるから、これこそまさに「現実の矛盾」に他ならない。第三の疑問に関して言えばこうである。資本主義的諸関係は商品交換の法則にもとづいており、この法則は詐欺や直接的な掠奪による領有を直接的に排除しており、等価交換にもとづく「公正」な取引を核心としている。ある人はただ自己の所有物をそれと等価値の他人の所有物と交換することによってのみ、他人の労働生産物を領有することができる。したがって、この法則にもとづくならば、自己の所有物は究極的には自己の労働によって所有されたもの(直接にか、さもなくば交換によって媒介的に)でしかありえない。そのかぎり「自己労働にもとづく所有」は実在的であり、現実的な仮定である<sup>6)</sup>。だが、これはそれ自身の内的な法則によって正反対物に、すなわち所有と労働との分離にいきつくのである。これはまさに、資本のシステムを正当化する私的所有原理の自己否定に他ならない。これもまた、先ほど述べた「現実の矛盾」の別表現である。

以上で、「領有法則の転回」が「資本の現在史」における「現実の矛盾」を叙述したものであることがわかった。だが、この「現実の矛盾」は『資本論』においてはどのようにして剰余価値論のところで論じられず、蓄積論のところで説かれているのであろうか。それは、現実の矛盾を叙述することができるのは、それが当事者に対して現象する場面であり、蓄積論こそがまさに『資本論』においてはそういう位置にあるからである。この点を『資本論』全体の展開に即して見ておこう。

まず、この「現実の矛盾」は、生産過程とは無縁な流通表面の観察者の目から見ると、 $G-W-G'$ のいわゆる「一般的定式の矛盾」として現象する。マルクスはこの矛盾を労働力商品の売買と消費を媒介にして説明することで、それが「外観上の矛盾」であることを証明する（貨幣の資本への転化論）。そして、マルクスは不可視の生産過程へと下向し（現象から本質へ）、そこで剰余価値が生まれてくる仕組みを詳しく明らかにする（剰余価値論）。その結果として、資本家が、自ら支払った労働よりも多くの労働を領有していることが暴露される。この時点ですでに、事実上、商品生産の法則と資本主義的領有法則とが矛盾していることが潜在的に明らかになっているのだが、剰余価値論の時点ではそれはまだ明示されない。この矛盾が「現実の矛盾」として措定されるのが、再び交換場面に上向してくる蓄積論であり（本質から現象へ）、具体的には剰余資本IおよびIIが可変資本と交換される場面である。なぜなら、等価なしに他人の不払い労働でもって他人の不払い労働を領有するという、まさに商品生産の諸法則と正反対の事態が生じる場面において、この「現実の矛盾」が現象するからである。だが、そこでの現象はもはや、生産過程とは疎遠な観察者に対してではなく、交換場面と生産過程の両方に一貫して存在する当事者たる労働者階級に対してである。多かれ少なかれ生産過程の連続性を貫いて存在する労働者階級に対して、まさに商品生産の所有法則（「資本の社会そのものによって宣言されている一般的な所有諸法則」<sup>7)</sup>）と資本主義的領有法則との矛盾が、したがって私的所有という資本の正当性を破綻させ、交換という外観を「廃棄」<sup>8)</sup>する資本主義的生産

の敵対性が、表面に現われ出るのである。資本自身が自己の本性を当事者に対して顕わにする場面であるということ、これが「領有法則の転回」を理解するうえでの第三のポイントである。

たとえばマルクスは次のように述べている。「交換価値のシステム——労働によって量られる諸等価物の交換——が転回して (umschlagen), というよりむしろ, その隠された背景としての, 交換なしでの他人労働の領有, 労働と所有の完全な分離を顕わにする (zeigen)」<sup>9)</sup>。この文言にあるように、「領有法則の転回」は分析者による論理的操作ではなく、「交換価値のシステム」(すなわち資本のシステム)自身が「転回」して自己の本性(「隠された背景」)を「顕わにする」現実の過程なのである。

以上の点を『資本論』形成史に即してさらに敷衍しておこう。『資本論』以前には、「領有法則の転回」は各所に散在して論じられていた。たとえば、『経済学批判要綱』では、単純流通の場面<sup>10)</sup>、剰余価値論の場面<sup>11)</sup>、蓄積論の場面<sup>12)</sup>、資本循環論の場面<sup>13)</sup>という四つの場面でそれぞれ「領有法則の転回」が論じられており、その内容はいずれも基本的に同じである。また、引用IIの転回論も、直接には剰余価値論との関連で述べられたものである。しかし、『資本論』においては、それらが整理されて、蓄積論における転回論に一本化されることになった<sup>14)</sup>。というのは、すでに述べたように、本来「領有法則の転回」を「現実の矛盾」として論じうるのは、それが当事者に対して現象する場面である蓄積論においてだからである。この点は、「要綱」から『資本論』への方法上の発展をふりかえればよりはっきりとする。「要綱」から『資本論』への方法上の発展を画す一つの重要な契機は、矛盾の叙述が、当事者に対して現象する場面に統一されたことである。たとえば、「要綱」において、商品の矛盾は直接商品論のところでも論じられていたが、『資本論』においては、商品の矛盾はそれが当事者(商品所有者)に対して現象する場面である交換過程論で論じられるようになった。商品の価値と使用価値は最初から矛盾しているが、それがどう矛盾しているかを言うためには、どうしてもそれが現象する場面である交換過程論において叙述するしか

ない。それと同じく、商品交換の法則と剰余価値の法則とは最初から矛盾であるが、それが矛盾として叙述しうるのは、それが領有法則として現象する蓄積論においてなのである。

まとめよう。転回論において押さえられるべきポイントは次の三つである。第一に、これは資本の「現実の矛盾」を言い表わしたものである。第二に、それは、「資本の形成史」ではなく、「資本の現在史」における自己矛盾である。第三に、その矛盾は当事者に対して顕現しているものである。以上をふまえて、代表的な諸説を以下に検討するが、そのさい直接問題となるのは最初の二つであり、このことの無理解が、領有法則の転回をめぐるさまざまな議論の一面性に現象している<sup>15)</sup>。すなわち、この矛盾ないし「転回」の「現在」性に固執してその「現実」性を見失い、「領有法則の転回」を単なる「外観上の矛盾」に、すなわち無矛盾な「論理的関係」に解消すること（「論理」説）、この矛盾ないし「転回」の「現実」性に固執してその「現在」性を見失い、主として「資本の形成史」における事態と理解すること（「論理＝歴史」説）、この両一面性に交互に陥ることで「領有法則の転回」そのものを否定すること（宇野説）、である。以下、各説に即して解明する。最後の第三のポイントは、以上の三つの説すべてが理解していない点であり、以下の行論中で適時言及するが、特殊的には「5」で議論する。

- 1) 現行版『資本論』第1巻、大月書店、1968年、759～760頁。訳文は必ずしも既訳に沿っていない。傍点はすべて引用者。以下同じ。なお、この有名な一句はフランス語版『資本論』では削除されているが、この問題については、拙稿『「領有法則の転回」をめぐる——単純再生産とフランス語版『資本論』』（『一橋研究』第21巻3号、1996年10月）を参照せよ。
- 2) 『資本論草稿集』第5巻、大月書店、1980年、79～80頁。
- 3) 『資本論草稿集』第3巻、1984年、111頁。
- 4) 『資本論草稿集』第2巻、1993年、99頁。
- 5) 『資本論草稿集』第1巻、1981年、293頁。
- 6) 「単純流通では自己労働に基づく領有法則は実在的、現実的過程として現象し、けって仮空ではない」、「単純流通では……むしろ自己労働による領有法則が必



然的であり、『現実的』、実在的(松石勝彦『資本論の基本性格』、大月書店、1985年、166、167頁)。

- 7) 『資本論草稿集』第2巻、100頁。
- 8) 同前、444頁。
- 9) 同前、169頁。
- 10) 『資本論草稿集』第1巻、271頁。
- 11) 同前、353頁、『資本論草稿集』第2巻、443~445頁。
- 12) 『資本論草稿集』第2巻、97、115頁。
- 13) 同前、178頁。
- 14) 宇野派の山本哲三氏は、転回論がこのように整理されていく過程を、転回論がしだいに姿を消していく過程であるにとらえ、もって転回論を『資本論』にとって不純なものにとらえているが(山本哲三『「領有法則の転回」について』、北海道大学『経済学研究』第23巻4号、1974年)、これは『資本論』の方法に対する完全な無理解にもとづいている。
- 15) 大島雄一氏は先駆的に、『資本論』における「領有法則の転回」をいわゆる論理的転回(引用I)と歴史的転回とに分け、後者だけが「現実的」であり、前者の転回は「純粋に論理的な設定」(大島雄一「価値理論と資本理論」(二)、『経済科学』第11巻2号、1964年、8頁)、あるいは「作為的な論理操作」(同『価値と資本の理論』、未来社、1965年、246頁)であるとしている。転回の「現実」性を歴史的過程(資本の形成史)に回収し、転回の「現在」性を論理的過程に回収するこうした態度こそ、主要三説に通底するものである。

## 2 宇野弘蔵氏の「領有法則の転回」否定説

宇野弘蔵氏は、『資本論』の「転回」論の強い表現(引用Iの①)を前にして次のように当惑を表明している(「I」で述べた第一の疑問)。

「この『自己の労働に基づく』所有権が、如何にして『それ自身の内的な不可避的な弁証法によって、その正反対物に顛倒するのである』か、は私の理解しえぬところである」<sup>1)</sup>、「『私有の法則』が『その正反対物に顛倒する』という『それ自身の内的な、不可避的な弁証法』は、これでは少しも明らかにされていない」<sup>2)</sup>。

この当惑の背景にあるのは、まずもって次のような考慮である。もしこの

転回が商品生産の所有法則の「内的な不可避的な弁証法」によって生じると理解するなら、「商品経済的私有関係が、封建的体制の資本家の体制への転換によって始めて一社会を支配するものになる」という点が不明瞭にもなるのではあるまいか。実際また資本主義社会は、単なる商品経済の発展として『それ自身の内的な不可避的な弁証法によって、その正反対物に顛倒する』ものではなく、封建的体制を商品経済を原理とする資本主義体制に転換することによってはじめて実現されるのであった<sup>3)</sup>。

なるほどたしかに、資本主義社会の成立のためには、単に商品経済の発展だけでなく、封建体制の解体と二重の意味で自由な労働者の創出という歴史的条件がなければならない（その歴史的前提の生成を叙述したものが本源的蓄積論である）。だが、そんなことはマルクスは百も承知のことであって、引用Iでマルクスが述べているのは、そうした歴史的転回ではなく、「資本の現在史」における資本の矛盾的な自己転回である。資本自身が商品生産の諸法則——すなわち「自己労働にもとづく所有」と等価物同士の交換——を必然的なものとして措定し社会的に普遍的なものと宣言し、かつ資本自身がこれらの諸法則を転回を通じて自己否定し、単なる外観、「内容そのものとは疎遠な」「形式」にするのである。

だが宇野氏の「転回論」否定説の背景にはもう一つの考慮がある。すなわち、先には、宇野氏が「転回」の「現実」性の根拠をマルクスが「資本の形成史」に求めているものと判断してその妥当性を否定したのに対し、今度は、「資本の現在史」に即して「転回」の「現実」性を、すなわち資本自身の現実的な自己転回を否定する考えである。氏は次のように述べている。

「『労働力』商品の売買を『内容自体とは無関係な、ただ内容を神秘化するに過ぎない単なる形式』としてしまうことは、むしろ資本家的生産方法を経済学的に解明するものとはいえなくなる。……資本家と労働者との間の関係が、『内容』としては、『資本家が絶えず無等価で獲得するすべに対象化された他人の労働の一部分を、絶えず再びより多量の活きた他人の労働と交易する』という、『形式』と『無関係』なものとせられるのである。しかし資本

主義はそういったいわば底の浅いものではない。……実際またマルクスの剰余価値論も、こういう『形式』とはなれた『内容』論をなすものではない<sup>4)</sup>。

宇野氏はいわば、スミスが資本主義の現実の過程に対してある種の矛盾を「感知」したのと同じように、マルクスの叙述にある種の矛盾を「感知」したのである。すなわち、転回論までは、労働力商品の売買という媒介を通じて、商品交換の法則を通じて剰余価値の獲得を合理的に説明できることを証明したその当のマルクスが、今度は商品交換の法則が資本主義的領有法則と「無関係」な「形式」と言っているということに対する違和感である(「1」で述べた第二の疑問)。しかしながら、この矛盾はマルクスの矛盾ではなく、すでに述べたように資本自身の矛盾である。資本自身が、自己の内容にとって不可分な「形式」を「内容そのものとは疎遠な」ものとして否定するのである。だが、宇野氏はこれを「外観上の矛盾」とのみ見て、この矛盾の「現実」性、資本の正当性の自己破綻を否定したわけである。

このように、宇野氏は、一方では「転回」の「現実」性の根拠を「資本の形成史」に求めているものとマルクスを解釈し、他方では、現在の資本システムにおける「転回」の「現実」性を否定して、事実上、無矛盾な「論理的関係」と見た。この二重の否定論は、その後、それぞれ平田清明氏の「論理=歴史」説と佐藤金三郎氏の「論理」説において発展させられる。ただし、宇野氏と違って転回論を否定するためではなく、肯定するためである。

- 1) 宇野弘蔵「地租改正の土地制度」、『地租改正の研究』上巻、東京大学出版会、1957年、11頁。
- 2) 宇野弘蔵『経済学方法論』、東京大学出版会、1962年、146頁。
- 3) 前掲「地租改正の土地制度」、12頁。
- 4) 前掲『経済学方法論』、146～147頁。

### 3 平田清明氏の「論理=歴史」説

平田清明氏こそ、マルクスの「領有法則の転回」論を大きくクローズ・ア

ップし、その重要性を強調して止まなかった人である。また同時に、いわゆる「個人的所有の再建」命題を再発見し、それと「領有法則の転回」論とを結びつけて論じることによって、『資本論』研究に大きな貢献をなした。したがって、平田氏にとって「領有法則の転回」論は、単に商品交換法則のイデオロギー性の暴露という水準にとどまるものではけっしてない。氏が徹底的に固執するのは、まさに「領有法則の転回」論の「現実」性の側面である。だが、氏は、たえず、この「現実」性を資本の歴史的発生過程（本源的蓄積論）に引きつけて理解しようとすることで、転回論の「現在」性が後景に退いてしまう。

氏の転回論の独自性は、「市民的生産様式から資本家的生産様式への転変」論と、それにともなって生じる「市民的所有権法の資本家的領有権法への転変」の二段構えになっていることである。前者について氏はこう述べる。

「市民的生産様式は、それ自体の競争的自己展開によって、自己解体的な運動を展開する。それは、私的所有の不平等を促進・激成することによって、多数の市民的生産者を敗北させ、対等な競争場裡から駆逐する。……そして、そこに駆逐された旧生産者を、市民的交通形態を経て、おのが生産過程のなかに包摂する。ここにおいて市民的生産様式は、資本家的生産様式に転変する」<sup>1)</sup>。あたかも自立的な市民的生産様式なるものが実在して、それが自動的に資本主義的生産様式に歴史的に転化するかのごとく叙述されている。宇野派の言う「商品経済史観」をまるで意識的に徹底したかのような議論である。そして、この転変にもとづいて「市民的所有権法が、その形式を維持したままで、資本家的領有権法に転変している」<sup>2)</sup>とされる。

また氏は、この歴史的転回と引用Iに見られる「転回」との関係についても積極的に自説を展開している。

「私が右に記してきた領有の第一法則から第二法則への転変は、それ自体としては、理論的過程である。しかしそれは、たんに宙に浮いた概念の自己展開ではない。それは『一つの歴史過程』の発生史的概念展開である。それは『資本と賃労働との発生史をなす歴史的過程』の概念の展開である」<sup>3)</sup>、

『資本論』では、いま私の当面している主題に関するかぎりにおいては、理論過程は歴史過程と照応している」<sup>4)</sup>。

このように、転回過程の「現実」性を何よりも「資本の形成史」に求め、また引用Iにおける転回論を「理論的過程」に等置したうえで、理論的過程と歴史的過程の「照応」を積極的に主張するこうした態度こそ、「論理＝歴史」説と呼ばれるにふさわしい。

だが、平田氏がこの「領有法則の転回」論を主として歴史的に解釈したからといって、商品生産の所有法則が資本主義的生産様式においては存在しなくなっているとは無論考えていない。

「この転変の時点において、市民的な交通様式は、社会公認の、つまり公式の、交通形態として存続するのであり、そこには自由・平等という市民的原理が形式的に保存されている。ただしそのばあいの自由・平等は、すでに質的転換をとげた私的所有の不平等にとって、おのれの仮象としての外形にほかならない。……自己労働にもとづく市民的所有は形式上保存されながら、その内実は他人の不払労働の領有以外の何ものでもない」<sup>5)</sup>。

以上の記述は、『資本論』の周知の箇所(引用Iの②)を念頭に置いたものである。先の歴史的記述とこの記述とは、それを「論理」説の立場から批判する佐藤金三郎氏によって、「内容的に区別される二つのこと」「内容的に二重の意味」「二重の関係」<sup>6)</sup>と把握されている。そして、佐藤氏は、後者の記述を「論理的関係」とすることによって、自らの「論理」説への道を切り開いている(この点は後述)。だが、平田氏は、「領有法則の転回」の「現実」性に徹底的に固執することを基本的な理論態度としているのであって、後者の議論においても単なる「論理的関係」を言いたかったのではなかった。それは、たとえば次のような表現に垣間見ることができる。

「ここに法原理として措定される『私的所有権』は……、『商品生産の所有権』が『資本家的領有権』にすでに転回しているものであり、またつねに転回しうるものだからである」<sup>7)</sup>、「市民的生産様式の資本家的生産様式への不断の転変」<sup>8)</sup>、等々。

「つねに転回し」、「不断に転変」している過程とは、まさに資本の現在史における「現実の矛盾」の過程に他ならない。「領有法則の転回」の「現実」性に徹底的に固執することによって、平田氏は「現実の矛盾」論にかなりの程度接近したのである。

だが、平田氏にあっては、すでに述べたように、結局のところ現実の過程としての「転回」が「資本の形成史」に強く引きつけて解釈され、「資本の現在史」における「転回」が「理論的過程」なるものに等置されており、そのことによって、「領有法則の転回」の「現実」性はたえず資本の歴史的発生（本源的蓄積）に回収される傾向を持ち、逆に、「領有法則の転回」の「現在」性はたえず「論理的関係」に回収される傾向を持つことになってしまった。したがって、平田氏の理論的立場から、本来のマルクスの「領有法則の転回」論の理解にいたるためには、平田氏の転回論の過度に歴史主義的な解釈を批判する仕事が必要であった。それを成し遂げたのが、平田氏とは逆に「領有法則の転回」の「現在」性の方に徹底的に固執した佐藤金三郎氏である。

- 1) 平田清明『市民社会と社会主義』, 岩波書店, 1969年, 58~59頁.
- 2) 同前, 59頁.
- 3) 平田清明『個体的所有概念との出会い——労働と所有のディアレクティーク——覚え書(中)』, 『思想』1975年12月号, 131頁.
- 4) 同前, 132頁.
- 5) 前掲『市民社会と社会主義』, 59頁.
- 6) 佐藤金三郎『『資本論』研究の一争点——『領有法則の転回』について』, 『経済セミナー』1976年10月号, 36頁.
- 7) 平田清明『経済学と歴史認識』, 岩波書店, 1971年, 419頁.
- 8) 前掲『市民社会と社会主義』, 60頁.

#### 4 佐藤金三郎氏の「論理」説

佐藤金三郎氏は、宇野氏と平田氏の「領有法則の転回」の歴史的解釈を「論理」説の立場から批判し、この転回が「できあがったブルジョア社会」を前提にした「論理的転回」にすぎないとした。これによって、対象に即し

て必然的な一面的解釈がすべて出そろったわけである。

すでに述べたように、佐藤氏は平田氏の転回解釈を二つの内容に区別し、一方を「発史的関係」、もう一つを「論理的関係」としてとらえている<sup>1)</sup>。次に佐藤氏は、平田氏と反対にマルクスの転回論を否定する宇野氏の議論も、実は平田氏と同じく転回論を歴史的に解釈したものであることを指摘する<sup>2)</sup>。だが、宇野氏の転回批判には、すでに述べたようにもう一つの点があった。すなわち、転回の「現在」性に即して、転回の「現実」性を否定する論理である。だが、佐藤氏の宇野批判においては、この点はまったく触れられていない。平田氏における転回解釈に見られた事実上の「資本の現在史」としての「転回」を「論理的関係」として自覚的に回収し、宇野氏における転回論批判のもう一つの側面たる転回の「現実」性批判を無視することで、すでにして佐藤氏の議論の行方は明白である。すなわち、資本主義社会における商品の私的所有法則のイデオロギー性ないし仮象性の単なる理論的暴露としての転回論である<sup>3)</sup>。もちろん「領有法則の転回」論において商品生産の諸法則の仮象性が「暴露」されているのは言うまでもないことであるが、その「暴露」は資本自身が行なう「自己暴露」であり、そのことをマルクスが当該箇所では理論的に明らかにしているかぎりでのみ、それは「理論的暴露」でもあるのだ<sup>4)</sup>。

さて、佐藤氏のこうした「論理」説的立場は、「表面」と「深部」との「論理的関係」というアナロジーによって端的に表現される。

「それは、資本主義社会の『表面』と『深部』、または『外観』(=『仮象』)と『本質』とのあいだの関係である<sup>5)</sup>、「この二つの領有法則の関係は、いわば発達した資本主義社会における表皮層と深部との関係である。つまり資本主義社会の表面における形式的な自由・平等の関係と、深部の世界における実質的な不自由・不平等の関係との論理的な関係である<sup>6)</sup>。

だが、二つの領有法則の関係が「表面」と「深部」という単なる「論理的関係」にすぎないとしたら、どうしてマルクスは『資本論』において、商品交換の諸法則が「それ自身の内的な不可避的な弁証法によって正反対物に転

回する」という強い表現を用いたのであろうか（「1」の第一の疑問）。この文章を素直に読めばわかるように、「転回」はあくまでも法則自身の弁証法的な「転回」、すなわち「自己転回」である。もし単なる「論理的転回」にすぎないとしたら、商品交換の法則と資本主義的領有法則とを外的に対置すればそれで事足りるはずである（それどころか、「転回（Umschlag）」という表現さえ用いる必要はなかったろう）。

また、商品交換の法則は単なる「外観」ではなく、資本主義にとって本質的で、その内容と不可分で、現実的かつ実在的なものではなかったか（「1」の第二の疑問）。「内容」にとって不可分なものが蓄積過程において「内容そのものとは疎遠な」「形式」になることこそが「現実の矛盾」の現実的たるゆえんなのだが、「表面」と「深部」という論理的アナロジーでとらえられることによって、こうした点が完全に見失われてしまう。同じく、「自己労働にもとづく所有」も単純流通の法則にもとづくかぎり単なる「外観」ではなく、実在的、現実的なものである（「1」の第三の疑問）。この「実在的なもの」「現実的なもの」が蓄積過程においては「仮象」「幻想」「妄想」として、すなわち「実在ならざるもの」「現実ならざるもの」として否定される点に、「現実の矛盾」の現実的たるゆえんがあるのだが、この点も「論理説」では曖昧にならざるをない。

最後に、二つの領有法則の関係が単に「表面」と「深部」の論理的関係にすぎないとすれば、どうしてこれが剰余価値論で論じられずに、蓄積論で論じられるのか理解できなくなる。「表面」ないし「外観」に「深部」ないし「本質」を理論的に対置するだけなら、剰余価値論のところで十分論じられるはずである。

- 1) 前掲『『資本論』研究の一争点』, 36頁.
- 2) 同前, 40頁.
- 3) 「論理」説として自覚的に自論を提示しているかどうかにかかわらず、「領有法則の転回」を単なる「論理的関係」として、すなわち商品生産の私的所有法則のイデオロギー性を暴露する論理としてのみとらえる見方の方が実は主流であ



る。たとえば、中川弘前掲論文、大津定美『『経済学批判体系』プランと資本蓄積論』(龍谷大学『経済論集』第7巻2号, 1967年), 向井公敏『『経済学批判要綱』における領有法則の転回について』(『経済学雑誌』第69巻6号, 1973年), 川本勝美「マルクス蓄積論の論理構造」(『経済学雑誌』第76巻5号, 1977年), 頭川博「領有法則の論理的転回」, 福島大学『商学論集』第47巻1号, 1978年), 西野勉『経済学と所有』(世界書院, 1989年)。

- 4) 宇野派は、この「単なる理論的暴露」論をマルクス自身のものだと考えて、「社会主義イデオロギーの経済学への投入」(山本哲三「所有論としての経済学批判」, 『経済学批判』第4号, 1978年, 167頁), 「小ブルジョア的」(青木孝平『ポスト・マルクスの所有理論』, 社会評論社, 1992年, 94頁)などと批判している。マルクスの転回論を流通表面の仮象性の単なる理論的暴露に還元して解釈している点で、宇野派と「論理」説は基本的に同じである。
- 5) 佐藤金三郎「商品生産の所有法則について」, 一橋大学『経済研究』第30巻3号, 1979年, 251頁。
- 6) 佐藤金三郎「マルクス研究と現代」, 『経済セミナー』1975年4月号, 34頁。

## 5 矛盾の現象と貧困化論——有井説の検討

以上見たように、結局のところ、「領有法則の転回」論をめぐる主要三説はいずれも、「領有法則の転回」を「資本の現在史」における資本の「現実の矛盾」として把握することができなかった<sup>1)</sup>。

次に問題になるのは、第三のポイントである。すなわち、「領有法則の転回」は、資本自身が当事者に対して、自己の私的所有の正当性を破綻させる資本主義的生産の敵対性を顕示する場面であるという点である。この点は上の三つの主要説すべてが理解しておらず、このことはこれまでの論述からすでに十分明らかになっている。したがって、ここで特に問題にしたいのは、転回論が「社会的意識に自己の真理をあらわにする」<sup>2)</sup>ものであるということをも初めて説得的に示した有井行夫氏の見解である。氏は次のように述べている。

「対等な私的所有関係(人格的關係)と搾取関係(経済的内容・物象的關係)との対立は、すでに労賃形態において実在的關係である。しかし労賃形

態のばあいには搾取関係は、自己の隠された前提、当事者にとって目に見えない『本質的諸関係』にとどまっていた。それにたいして『転回』論の世界は、自己の前提を不断に措定する現実的な社会連関があらわれているところの、システム存立の再生産の世界であり、この社会関連上では搾取関係もまた姿をあらわしている<sup>3)</sup>。

以上の見解はまったく首肯しうる卓越した見解であるが、有井氏と私との基本的相違は「社会的意識に自己の真理をあらわにする」その限定性の理解にある。私見によれば、「領有法則の転回」論を直接論じた部分（第22章第1節）におけるこの自己暴露はいまだきわめて抽象的であり、その現象度はきわめて限定的である。しかし、有井氏はすでにこの「領有法則の転回」論で資本の自己矛盾の自己暴露、社会意識に対するその現象が——少なくとも生産過程論の範囲内では——十分論じられているとみなしている。その証拠に、氏は、その著作において、「転回」論からいきなり、いわゆる「個人的所有の再建」命題の議論に移ってしまっている（その次に資本主義的生産の敵対性の現象が論じられるのは、『資本論』第三部の株式会社論に関してである<sup>4)</sup>）。しかしながら、第22章の「領有法則の転回」論において原初的に示された資本による自己の敵対性の自己暴露が——生産過程論の範囲内で——真に展開されるのは、そして、それが真に当事者意識ないし社会意識に対して開示されるのは、第23章における「資本主義的蓄積の一般的法則」であり、具体的には、相対的過剰人口論を媒介にした、一方における富の蓄積と他方における貧困の蓄積を論じた部分である<sup>5)</sup>。

「領有法則の転回」論においては、資本主義的生産の敵対的性格は、視線を移すこと、すなわち「資本主義的生産をその更新の不断の流れのなかで考察し、個別資本家と個別労働者とのかわりに、全体、すなわち資本家階級とそれに相対する労働者階級とに着目<sup>6)</sup>」することが必要であった。なぜなら、個々の交換行為においては「この資本はいつでもその最初の処女性を保持している<sup>7)</sup>」からである。それに対して、第23章においては様相を異にする。そこでは、資本主義的生産の敵対的性格は、今や資本主義的蓄積の敵対性と

して、資本の周期的ながれに視線を移さなくても、実在的に、富の蓄積と貧困の蓄積のうちに明白に現れている。それは、全体としての労働者階級に対してだけでなく、個々の労働者に対しても、また社会の個々の成員に対してもはっきりと現象している。

「それ〔相対的過剰人口〕は、資本の蓄積に対応する貧困の蓄積を必然的にする。だから、一方の極での富の蓄積は、同時に反対の極での、すなわち自分の生産物を資本として生産する階級の側での、貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積なのである。このような資本主義的蓄積の敵対的な性格は、経済学者によっていろいろな形で言い表わされている」<sup>8)</sup>。

ちょうど商品における価値と使用価値という内的対立が商品と貨幣という外的対立に現象するように、資本主義的生産の内的対立は富の蓄積と貧困の蓄積という外的対立に現象するのである。前者の移行を媒介するのが交換過程論であるとしたら、後者の移行を媒介するものこそ「領有法則の転回」論である。

このように「領有法則の転回」論は、資本の目に見えない本質の解明(剰余価値論)から、その敵対的性格の明白な自己暴露(富と貧困の蓄積論)へと移行する境界線にあり、両者を媒介する論理であることがわかる。それはいわば、本質から現象へ移行する境界、あるいは商品経済的正当性が貫徹される場面からそれを破綻させる場面へ移行する境界に位置する論理である。実際、マルクス自身、『資本論』で引用Iの文章のすぐあとに、「資本主義的蓄積を終結点とする運動のあいつぐ諸段階を簡単に振り返ってみよう」<sup>9)</sup>と述べて、いかに蓄積論に至るまで商品交換の諸法則が侵害されることなく貫徹されているかを再度明らかにし、その結果としてまさに法則が正反対物に転回していることを示している。そして、転回論以降の第23章では逆に、いかに等価交換や自由・平等という資本の正当性が明々白々に覆えされているかが貧困の蓄積論として詳しく展開されている。こうした大きな論理上の変化、大がかりな場面交代を媒介するものこそが第22章の「領有法則の転回」論である。こうした境界線的な性格ゆえに、一方では、論理説におけるよ

うな、深部による表層のイデオロギー性の単なる理論的暴露という理解が生まれ、他方では、有井氏におけるような、すでにこの「領有法則の転回」論において資本主義的生産の敵対的性格の明白な現象が説かれているとする理解が生まれるのである。

- 1) 転回論における矛盾の「現実」性を自覚的に否定する論者が、学派を横断して存在していることは注目に値する。たとえば、宇野派は次のように述べている。「これは、仮説による事実の説明と仮説との矛盾であり、事実そのものの矛盾とはいえない」（塚本健『『商品生産の所有法則』について』、『唯物史観』第6号、1966年、102頁）、「ここでは矛盾設定が恣意的」で「観念的」（山本哲三「領有法則転回論と経済学批判」、『経済学研究』第24巻4号、1974年）。一方、宇野派とあらゆる問題で対立している見田派の鈴木茂氏は、わざわざ「外観上の、結果的には現実の矛盾」というマルクスの文言を引用して、この明々白々な言葉を前にしてもなお次のように主張している。「目にうつるままの、資本と労働との直接的交換では、事実上、結果として矛盾にみえるものも、交換を媒介する中間項さえわかれば解決する」（鈴木茂「マルクスにおける『外観上の矛盾』の問題」、『鈴木茂論文集』第2巻、文理閣、227頁）。
- 2) 有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』、青木書店、1991年、263頁。
- 3) 同前、263～264頁。
- 4) 同前、280頁以降。
- 5) 有井氏の議論をそのまま敷衍して転回論を論じている長谷川義和氏は、その転回論解釈において第23章にも言及しているにもかかわらず、貧困の蓄積についてはやはり一言も言及していない（長谷川義和「マルクスにおける人格の陶冶論」、有井・長島編『現代認識とヘーゲル＝マルクス』、青木書店、1995年、111頁）。こうした態度は偶然ではない。有井氏を中心とするグループは「貧困の蓄積」論を転回論の延長線上に位置づけることができず、誤った階級闘争史観として自覚的に排除しているのである。
- 6) 『資本論』第1巻、763頁。
- 7) 同前、764頁。
- 8) 同前、840～841頁。
- 9) 『資本論』第1巻、761頁。

（一橋大学大学院博士課程）